

益子特別支援学校進路だより号外 障害基礎年金についておまけのQ&A

障害基礎年金について、最終号の今回は「おまけ」としていくつかの質問にお答えしようと思います。

Q 医師の診断書は、どこの病院で書いてもらえばいいの？

A 知的障害者の場合、診断書は「精神障害用」のものが使用されることとなります。したがって、作成してもらうドクターは、本校児童生徒及び卒業生の場合、「小児科」「精神科・心療内科」となることがほとんどだと思われる。(一般内科のドクターは不可)

精神障害用診断書は、「精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が作成できる」とされていますが、てんかん、知的障害、発達障害、認知症及び高次脳機能障害等、診療科が多岐に渡る疾患については、「小児科」「脳神経外科」「神経内科」「リハビリテーション科」「老年科」等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成できることとなっています。現在、上記の科に主治医がいる場合、受診の機会に将来的に診断書を書いてもらえるか相談してみると良いかもしれません。

Q 定期通院をしていない場合、いつごろ受診すればいいの？

A 20歳誕生日が障害認定日になりますので、一度も受診せず突然20歳になった時に、診断書目的で受診しても1回の診察ですぐには書いてもらえない可能性が高いです。日常生活の制約をしっかりと伝える必要があるため、20歳までに数回は受診することが必要と考えられます。知能検査や発達検査などをしてもらい、確定診断をしてもらうことも考えると、1回だけの受診で診断書を依頼することは避けたほうが良いでしょう。

Q 成人した後、小児科のドクターから診断書を書くことを断られたという話を聞いたことがあるけど？

A 上記のように、知的障害は「小児科」のドクターも診断書を作成することができます。断られた理由ははっきりとは分かりませんが、おそらく18歳を過ぎているので「精神科」通院に移行していったほうが良い、というドクターの判断だったのかもしれない。

Q 病歴・就労状況等申立書をうまく書けるか不安があるのだけど？

A 御自身で書くのが不安な方は、社会保険労務士に依頼することもできます。もちろん有料で、着手金、成果報酬等が発生します。

《参考》精神科のある近隣の病院

芳賀赤十字病院（真岡市） 西真岡アクセプトインターナショナルクリニック（真岡市）
菊池病院（益子町） 獨協医科大学病院（壬生町） 自治医科大学病院（下野市）
県立リハビリテーションセンター、県立岡本台病院（宇都宮市） 小松崎医院（筑西市）

《おまけのまとめ》

● 診断書は「精神科」「心療内科」のドクターに書いてもらうのが一般的であり確実です！

ただし、「小児科」のドクターでも主治医であれば相談してみましよう！

● 1回の受診だけでは診断書を書いてもらえません！20歳になるまでに何度か通院し、検査を受けるなど

しながらお子様のことを少しずつ理解してもらいましょう！

● 病歴・就労状況等申立書は専門家に有料で頼むこともできます！